

# 環境報告書 2022



## 立川市清掃工場

(写真：清掃工場外観)

## 私たちの取組

本市では、令和2（2020）年3月に策定した「立川市第4次長期総合計画 後期基本計画」の中で、「安全で、環境にやさしい快適なまち」を都市像に掲げ、ごみ減量とリサイクルの推進を目指しております。

また、「立川市一般廃棄物処理基本計画（令和2年6月改定）」においては、市民・事業者が2R（発生抑制、再使用）を意識した行動をとることにより、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルの転換の必要性を重視し、計画目標の達成に向けて取り組むこととしています。

そのようななか、本市では、令和5年3月に新清掃工場（立川市クリーンセンターたちむにい）が供用開始を予定しており、現清掃工場においては移転までの間、市民・事業者が排出するごみの処理に影響がないように安全で安定した施設の運転管理に努めております。

また、ダイオキシン類やばいじん等、焼却炉の稼働に伴い発生する各種物資につきましても、関係法令に基づき調査・測定・分析を行い、環境基準の遵守を継続しております。

この環境報告書は、令和3年度における現清掃工場の環境に配慮した取組や行動に加え、各種測定結果等を市民の皆様へ情報を提供するためにまとめたものであり、参考にいただければ幸いです。

立川市環境下水道部清掃事務所

# 目次

<b>第1章</b>	<b>事業概要</b>	<b>1</b>
1	立川市の概要	2
2	施設のあらまし	3
3	私たちの組織	6
<b>第2章</b>	<b>私たちの環境への取組</b>	<b>7</b>
1	環境方針	8
2	環境負荷	9
3	環境対策	10
4	熱の利用	13
5	焼却灰の有効利用	13
6	安全衛生などの取組	13
<b>第3章</b>	<b>省エネルギー・地球温暖化対策</b>	<b>15</b>
1	省エネルギー・地球温暖化対策への取組	16
2	計画及び報告	17
3	温室効果ガス排出量	19
<b>第4章</b>	<b>コミュニケーション</b>	<b>21</b>
1	環境情報の公開	22
2	施設の見学	22
3	グリーンセンターの案内	23
4	社会的活動	24
5	事業のあゆみ	25
<b>巻末資料</b>		
資料	搬入ごみ	資1
	エネルギー消費	資1
	最終処分	資2
データ集	分析・測定結果	資3
用語解説		資12
案内図		



# 第1章 事業概要



- 1 立川市の概要
- 2 施設のあらまし
- 3 私たちの組織

(写真：立川通りから見た清掃工場入り口)



## 1-2 施設のあらまし

## (1) 所在地等

施設名称	立川市清掃工場
所在地	〒190-0001 東京都立川市若葉町四丁目11番地の19
電話番号	042(536)2921
F A X	042(535)3252
敷地面積	9,554.44 m <sup>2</sup>
延床面積	10,429.37 m <sup>2</sup>

## (2) 施設概要

立川市清掃工場（以下「当工場」という。）では、市内の家庭及び事業所から排出された燃やせるごみ<sup>\*</sup>を焼却処理しています。

燃やせないごみ<sup>\*</sup>及び資源ごみ<sup>\*</sup>は、西砂町の立川市総合リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）で処理・資源化を行っています。

## 1・2号炉

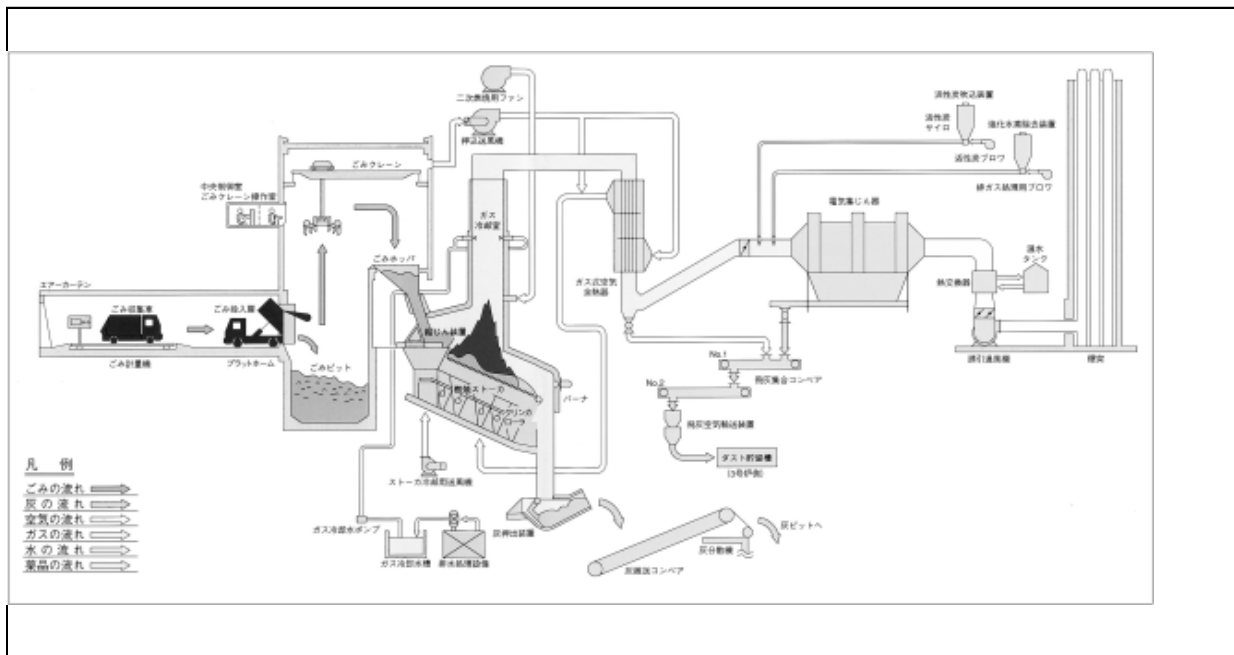
形 式	全連続燃焼式
処理能力	90トン/24h×2基 合計 180トン/24h
竣 工	昭和54年10月1日

## 3号炉

形 式	全連続燃焼式
処理能力	100トン/24h×1基
竣 工	平成9年3月25日

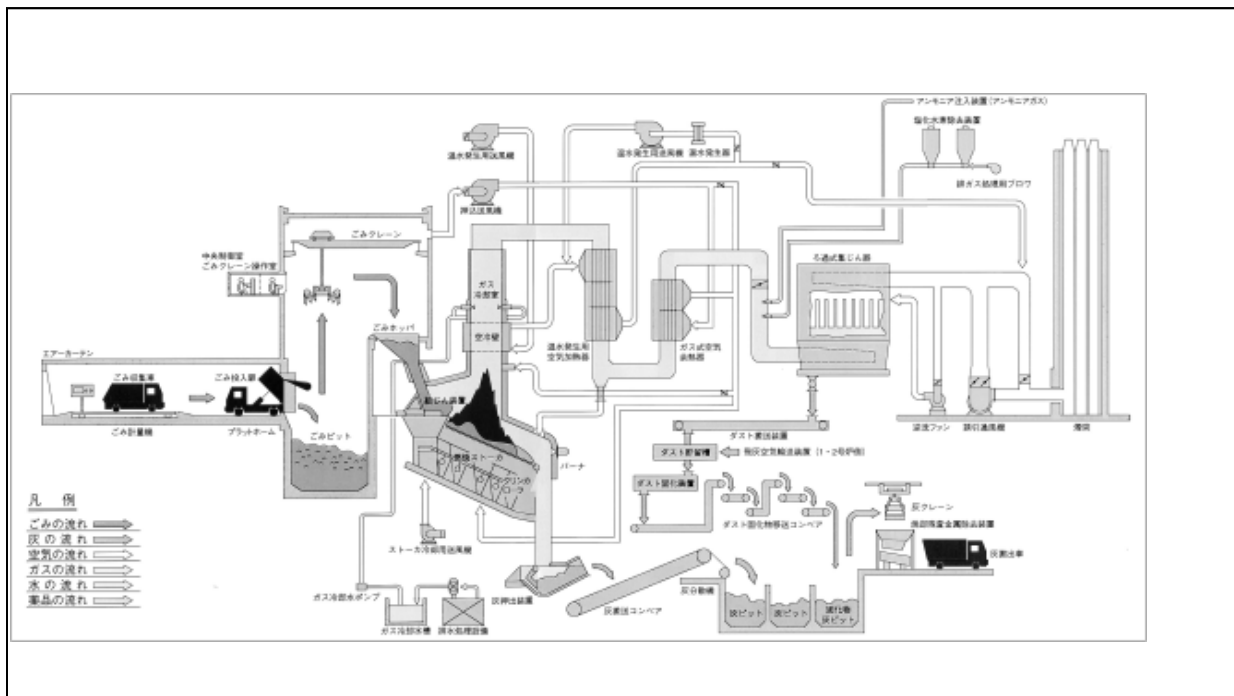
(3) 処理工程

1・2号炉処理フロー



※1号炉は、平成28年度より休炉中です。

3号炉処理フロー





(4) 設備機器概要



《プラットフォーム》

収集車が搬入した「ごみ」をここからごみピットへ投入します。



《ごみピット》

「ごみ」はごみピットに一時貯留されます。



《焼却炉》

ごみピットに貯留された「ごみ」をクレーンで焼却炉へ投入し、850℃以上の高温で焼却します。



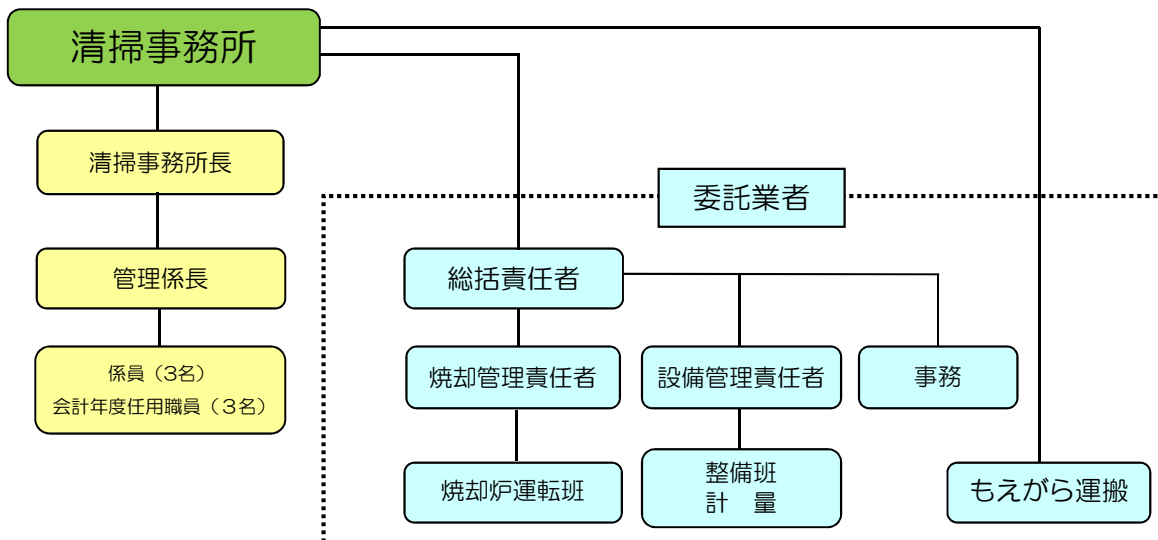
《ろ過式集塵器》

バグフィルターともいいます。排ガス中に含まれるダイオキシン類、ばいじん、有害ガス等を除去し、公害を未然に防止します。1・2号炉については、電気集塵器を使用していますが、機能は同様です。

### 1-3 私たちの組織

当工場では、ごみの焼却、施設の運転管理・維持管理等に関する業務を市職員及び民間委託業者により行っています。

清掃工場の組織 職員 8名（うち会計年度任用職員 3名）  
委託業者32名（もえがら運搬 3名）



（令和4年4月現在）

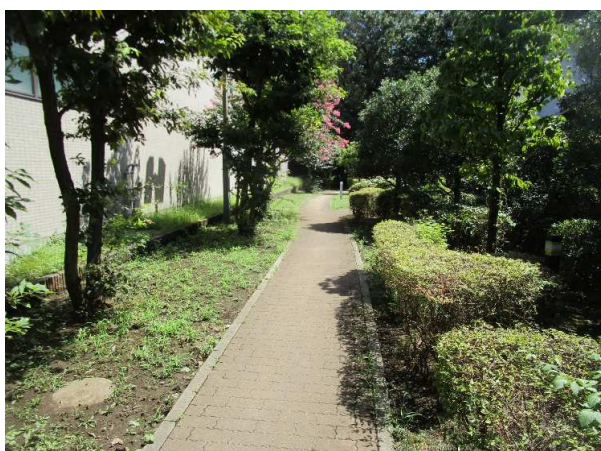
#### 管理係

- (1) 清掃工場の事務に関すること。
- (2) 施設の維持管理、整備に関すること。
- (3) 東京たま広域資源循環組合（エコセメント化事業）に関すること。
- (4) ごみ受入業務に関すること。
- (5) 清掃工場の周辺環境測定に関すること。
- (6) 現清掃工場の移転に関すること。
- (7) 現清掃工場の解体に関すること。

#### 委託業者

- (1) ごみの焼却及び施設の運転管理に関すること。
- (2) 各種設備機器の保守点検・整備・清掃等保全に関すること。
- (3) ごみ受入業務に関すること。
- (4) 簡易な設備補修に関すること。
- (5) 焼却灰の搬出に関すること。

## 第2章 私たちの環境への取組



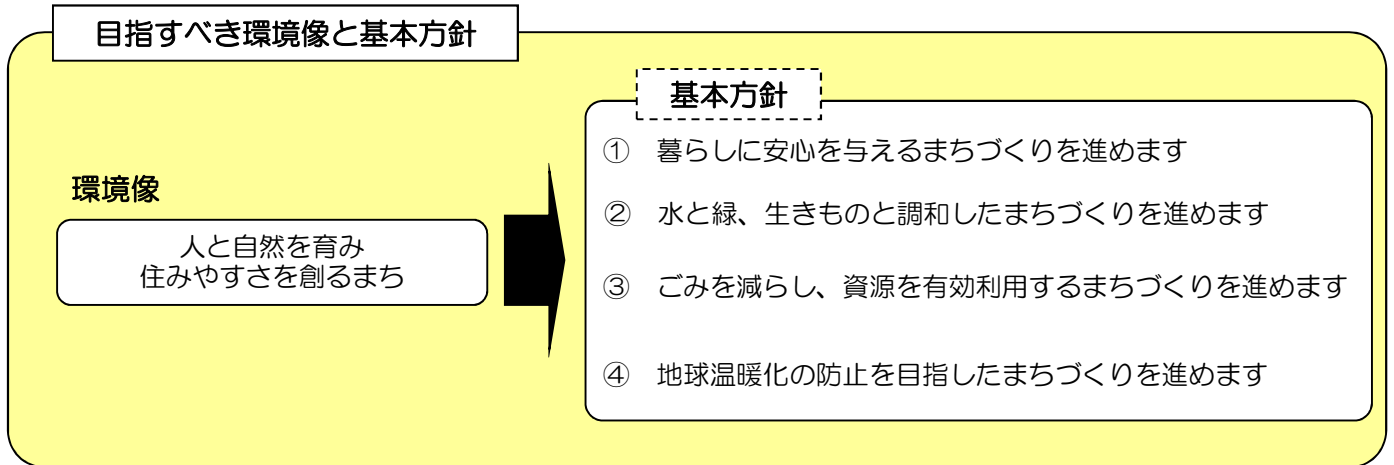
- 1 環境方針
- 2 環境負荷
- 3 環境対策
- 4 熱の利用
- 5 焼却灰の有効利用
- 6 安全衛生などの取組

(写真：清掃工場南側 遊歩道)

## 2-1 環境方針

### (1) 本市として目指すべき環境像と基本方針

立川市第2次環境基本計画（平成27年6月策定）において、目指すべき環境像、またそれを実現するため本市の環境保全に係る基本方針を下記のとおり定めています。



### (2) 立川市清掃工場の環境方針

当工場においても、市としての基本理念、基本方針に基づいた取組を行います。

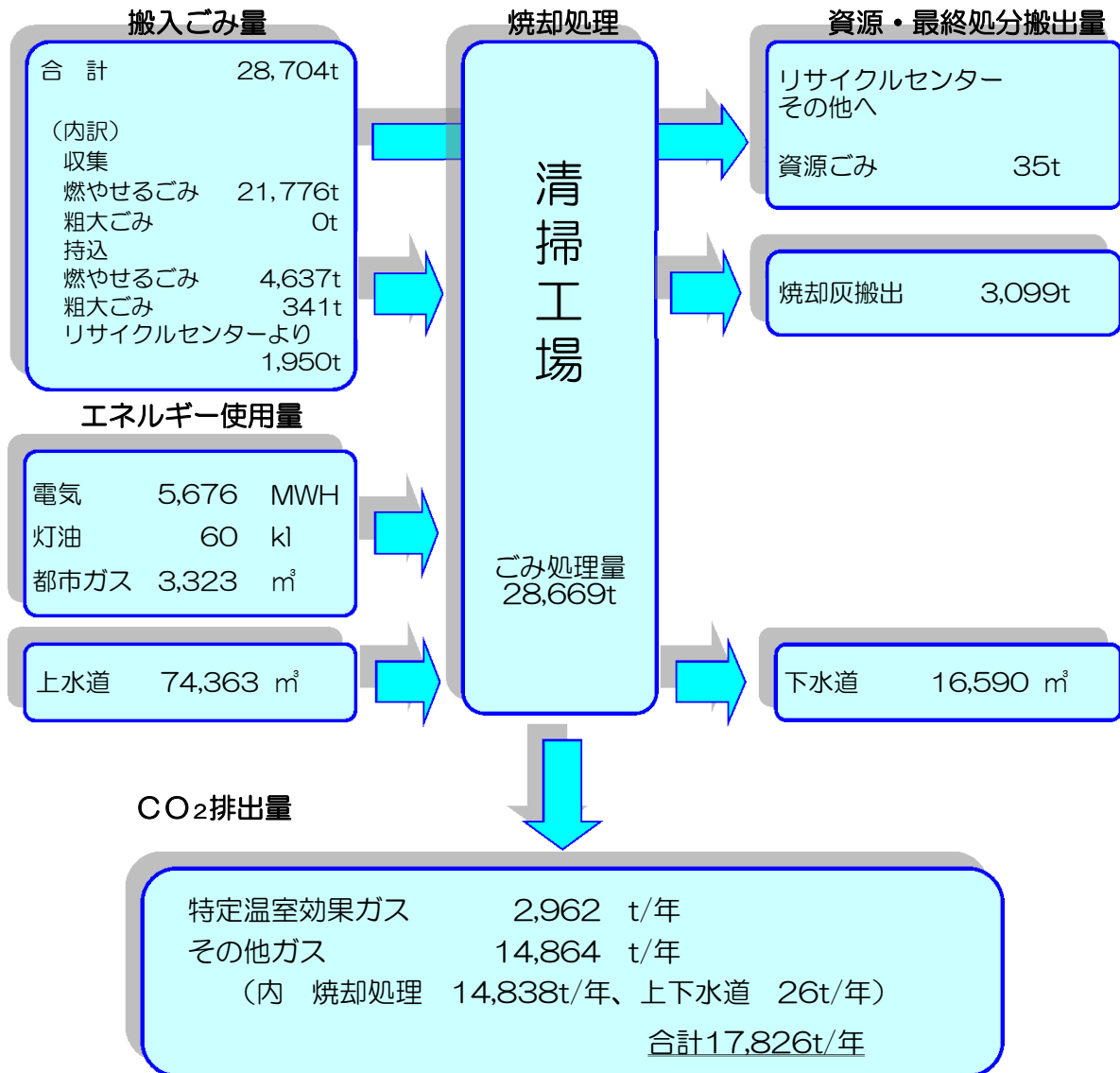
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭には細心の注意を払い、安定した焼却炉の運転管理を行い、良好な周辺環境の維持に努めます。
- ・環境情報の公開を、積極的に行います。
- ・温室効果ガス\*の排出削減を図り、良好な設備の維持管理に努めます。
- ・事業所として省エネルギーを推進し、環境負荷削減に努めます。
- ・場内の美化、緑化に積極的に取組ます。
- ・隣接地の緑化を推進し、地域の方々が緑にふれられる環境を提供します。
- ・グリーンセンターの会議室等の貸出しを通じ、地域の方々の文化活動に寄与します。

## 2-2 環境負荷

### 令和3年度の物質収支

当工場における令和3年度の搬入ごみ量、最終処分搬出量、エネルギー使用量等の収支は、以下のとおりとなります。

物質収支フロー図



※端数処理をした値を載せています。そのため単純に足し合わせた値と各合計がずれることがあります。

※ごみ焼却量について、搬入ごみ量（資源ごみ除く）をごみ焼却量としています。

※特定温室効果ガス・その他ガスは、地球温暖化対策計画書の値を使用しています。

## 2-3 環境対策

### (1) 排出ガス中の有害物質

当工場では、常時監視により有害物質の排出を抑制する運転を行っています。  
 そのほか、法律により定められた方法で分析を行っており、分析結果については、  
 下記のとおりとなります。

#### 1号炉

	排出基準値	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	備考
ばいじん* [g/m <sup>3</sup> ]	0.15				※平成29年度以降、1号炉の運転実績が無い ため、測定はして おりません。
硫黄酸化物* [m <sup>3</sup> /h]	83~87 (K値:6.42)				
窒素酸化物* [ppm]	250				
塩化水素* [mg/m <sup>3</sup> ]	700				

#### 2号炉

	排出基準値	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
ばいじん [g/m <sup>3</sup> ]	0.15	0.005未満	0.006	0.031	0.026
硫黄酸化物 [m <sup>3</sup> /h]	80~88 (K値:6.42)	0.44	0.42	0.42	0.54
窒素酸化物 [ppm]	250	172	164	173	166
塩化水素 [mg/m <sup>3</sup> ]	700	72	73	51	53
水銀* [μg/m <sup>3</sup> ]	50	(6)	3.4	2.7	7.3

#### 3号炉

	排出基準値	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
ばいじん [g/m <sup>3</sup> ]	0.08	0.002未満	0.001未満	0.002未満	0.001未満
硫黄酸化物 [m <sup>3</sup> /h]	93~95 (K値:6.42)	0.17	0.19未満	0.12	0.065未満
窒素酸化物 [ppm]	250	86	45	61	32
塩化水素 [mg/m <sup>3</sup> ]	700	32	16	15	7未満
水銀 [μg/m <sup>3</sup> ]	50	(5)	8.8	3.4	1.7

※上記有害物質については、専用の設備・薬剤の使用により、除去・低減しています。

※硫黄酸化物の法規制値は、「K値 6.42」と定められており、排出基準量は「法規制値」と「測定時の湿り排出ガス量」をもとに算出されますが、「測定時の湿り排出ガス量」は測定毎に変化するため、硫黄酸化物の排出基準値も測定毎に変化することとなります。

※H30年度より水銀が法規制値に追加されました。

※( )内の数値は、定量下限未満の換算値であることを示します。

(2) 排出物中のダイオキシン類\*濃度

当工場では、「ダイオキシン類特別措置法」により年1回以上の測定が義務付けられているダイオキシン類の測定を定期的に行っています。

測定結果については、下記のとおりとなります。

1号炉 (0回/年)

	基準値	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	備考
排ガス 【ng-TEQ/m <sup>3</sup> 】	5	/	/	/	※平成29年度以降、1号炉の運転実績が無い ため、測定はして おりません。
ばいじん 【ng-TEQ/g-dry】	対象外 (薬剤処理)	/	/	/	
焼却灰 【ng-TEQ/g-dry】	3	/	/	/	

2号炉 (5回/年)

	基準値	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
排ガス 【ng-TEQ/m <sup>3</sup> 】	5	0.041	0.11	0.032	0.11
		0.5	0.1	0.067	0.095
		0.08	0.03	0.065	0.14
		0.12	-	-	0.064
		-	-	-	0.043
ばいじん 【ng-TEQ/g-dry】	対象外 (薬剤処理)	1.9	0.21	6.1	0.23
		1.3	0.27	0.39	0.17
		0.26	0.46	0.37	0.24
		1.5	-	-	0.29
		-	-	-	0.12
焼却灰 【ng-TEQ/g-dry】	3	0	0	0.00069	0
		0	0	0.0000081	0
		0.0000051	0.00000069	0.0018	0
		0.00024	-	-	0.23
		-	-	-	0.014

3号炉（5回/年）

	基準値	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
排ガス 【ng-TEQ/m <sup>3</sup> 】	1	0.023	0.00081	0.010	0.0037
		0.0078	0.0020	0.0094	0.0073
		0.036	0.0015	0.0057	0.0034
		0.000038	0.0014	0.00021	0.0082
		0.00011	0.00058	0.00019	0.0057
		0.000024	0.0020	0.0038	-
		-	0.0014	0.0039	-
ばいじん 【ng-TEQ/g-dry】	対象外 (薬剤処理)	11	3.8	11	17
		4.4	3.6	10	14
		11	5.7	17	13
		5.1	1.8	10	12
		8.5	5.5	13	11
		3.7	5.8	10	-
		-	5.7	13	-
焼却灰 【ng-TEQ/g-dry】	3	0	0.00000099	0.00035	0.0040
		0.00036	0.012	0.00020	0
		0.00027	0.00012	0.0025	0.012
		0.00021	0.00027	0.00000048	0.0017
		0.0025	0.0028	0.00000033	0.000009
		0	0.0049	0	-
		-	0.00052	0.00041	-

※平成21年度より各炉年4回実施、平成25年度以降は焼却炉運転日数の都合、年12回実施  
 ※薬剤処理したばいじん及び焼却灰は、最終処分場に運搬、エコセメント\*の原料として再利用。

(3) 処理水の水質

当工場では、「水質汚濁防止法」及び「下水道法」により、処理水の水質について測定を定期的に行っています。

測定結果については、下記のとおりとなります。

	排水基準値(参考)	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
pH*	5.8~8.6	7.8	8.8	8.8	8.9
BOD* 【mg/L】	160	1	1	3	1
SS* 【mg/L】	200	1未満	1	11	4

※工場排水は、薬剤処理を行い場内で再利用しており、場外には放流しておりません。

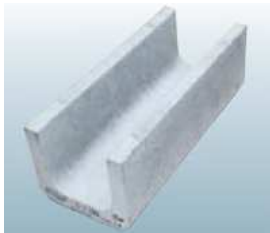


## 2-4 熱の利用

当工場から発生した熱の一部は、場内の冷暖房機器、地域給湯に使用しています。

## 2-5 焼却灰の有効利用

従来、当工場で焼却処理により発生した焼却灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料としています。このエコセメントは土木建築資材として有効利用されています。



## 2-6 安全衛生などの取組

当工場では、市と委託業者とで毎月、施設の運転状況や今後の対応等について、情報共有を行う月例会議を通じて、安全衛生の面から確認・対策を行っています。

また、年に1度合同安全パトロールを行い、現状を把握するとともに、改善が必要な箇所については、早急に対応しています。

委託業者においては、毎朝、危険予知ミーティングを独自に行っています。



委託業者による  
安全スローガン指さし唱和



市と委託業者による  
合同安全パトロール



## 第3章 省エネルギー・地球温暖化対策



- 1 省エネルギー・地球温暖化対策への取組
- 2 計画及び報告
- 3 温室効果ガス排出量

(写真：清掃工場内 3F受変電室)

### 3-1 省エネルギー・地球温暖化対策への取組

当工場では、省エネルギー・地球温暖化対策への取組に関し、下記に示す項目について実施・予定しております。

#### (1) 電力使用量の削減

- ① 工場施設内照明の消灯励行（週1回点検実施）
- ② 工場から発生した熱の冷暖房機器への使用
- ③ 設備改修による機器運転効率化
- ④ 受電力率改善
- ⑤ 受変電室、空調機温度設定の適正化

#### (2) エコオフィスプラン21\*への取組

- ① 事務所照明の消灯励行
- ② 事務所冷暖房機器の温度管理の徹底
- ③ 事務所から出るごみの分別の徹底
- ④ 紙類（雑紙、再生紙、新聞・チラシ等）の分別の徹底

#### (3) 啓発・広報活動（ごみ減量とリサイクル推進）

- ① 市民に対し、ごみ減量・分別に関する説明会等の実施（ごみ対策課主体）
- ② 楽市等の各種イベント時にブースを設置し広報活動を実施（ごみ対策課主体）
- ③ ごみの収集運搬業許可業者（許可業者）に対し、ごみ検査機によりごみ分別状況を検査、指導しプラスチック・ビニール、紙類をはじめとする混入物に対する規制
- ④ 上記の啓発・広報活動により燃やせるごみの50%減量を目標とする

#### (4) 今後の取組

- ① 3号炉を主体としたごみの焼却処理の継続

## 3-2 計画及び報告

省エネルギー、温室効果ガスの削減に関し、国及び東京都により計画、報告、削減が義務付けられています。

### (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく報告

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置が定められています。そして法に基づき、計画書の作成や定期的報告などが求められています。

当工場は、第二種エネルギー管理指定工場の指定を受けておりましたが、エネルギー使用量（原油換算値）が年間1,500kl未満となり、令和3年度より指定から外れる事となりました。

当工場では毎年度、定期報告書により報告を行っております。（事業者単位で取りまとめ報告）

### (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく報告

平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。省エネ法で指定を受けている事業場（者）については、特定排出者としてエネルギー起源のCO<sub>2</sub>の報告が義務付けられています。

本市は、下表に示すエネルギー起源CO<sub>2</sub>、上記以外の温室効果ガスを排出する特定排出者であり、温対法による報告の対象となっています。

当工場では毎年度、エネルギー起源CO<sub>2</sub>について、省エネ法による「定期報告書」、上記以外の温室効果ガスについて、温対法による「温室効果ガス算定排出量等の報告書」により報告を行っております。（事業者単位で取りまとめ報告）

温対法により報告対象となる温室効果ガスと事業者

温室効果ガスの種類	対象事業者
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者（特定事業所排出者）
上記以外の温室効果ガス	次の①および②の要件をみたす事業者（特定事業所排出者） ① 温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO <sub>2</sub> 換算で3,000t以上 ② 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上

(3) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

当工場では、旧制度の「地球温暖化対策計画書制度」により平成17年度から平成21年度にかけて、温室効果ガスの排出削減に努めてきました。旧制度においては強制的な義務はなく、罰則等も無いものでしたが、平成22年度より「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」として旧制度を引き継ぐ形で始めました。

この「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」においては、明確な削減義務が課せられており、又、罰則規定も設けられました。

i) 東京都の温室効果ガス削減目標

平成28年3月に東京都において策定された「東京都環境基本計画」において、「2030年までに、東京都の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する」ことを定めるとともに、部門別のCO<sub>2</sub>排出量の削減目標が設定されました。

部門別の削減目標値は2000年度（平成12年度）比で、①産業・業務部門20%程度、②家庭部門20%程度、③運輸部門60%程度、合計で30%と設定されています。

ii) 当工場における総量削減義務

当工場は、上記①産業・業務部門にあたり2019年度（平成31年度）までに基準排出量\* に対しての総量削減義務が課せられております。

平成22年度から5年ごと、平成26年度までを第1計画期間、平成31年度までを第2計画期間、令和6年度までを第3計画期間として実施されます。

基準排出量に対し、第1計画期間において6%、第2、第3計画期間においては15%の総量削減義務が課せられております。

基準排出量は、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」により、当工場では、平成15年度から平成17年度の3年度分の年間排出量から設定しています。

これにより、当工場における第1計画期間の基準排出量は、3,530t、5年間の合計では、17,650tとなります。第2計画期間以降について、東日本大震災以降の発電方式の変化に伴い、排出係数の値が見直しされ、基準排出量は4,492t、5年間の合計は22,460tとなります。

iii) 対象事業所からの指定取消

当工場は平成29年度から平成31年度までの3ヵ年連続して原油換算エネルギー使用量が1,500kl未満となり、指定取消の要件を満たしたため、東京都に指定地球温暖化対策事業所の廃止届を提出し、受理されたことで令和2年度より対象事業所から外れております。

引き続き、燃やせるごみの減量に勤め、排出ガスのさらなる削減を目指します。

見直される種類	第1計画期間	第2、3計画期間
電気排出係数	0.382tCO <sub>2</sub> /千kWh	0.489tCO <sub>2</sub> /千kWh
都市ガス排出係数	0.0138t-C/GJ	0.0136t-C/GJ
基準排出量	3,530 t	4,492t

※排出係数は変更のあったものから抜粋しています。

基準排出量が増加したように見えますが、エネルギー使用量では同じ値になります。

### 3-3 温室効果ガス排出量

#### (1) 温室効果ガス排出量

令和3年度の当工場における温室効果ガス排出量を下表に示します。

##### ① 特定温室効果ガス（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）

エネルギーの種類		使用量		温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量		
		数値	単位	単位発熱量	排出係数	排出量（t）
燃料	灯油	72	kl	36.7GJ/kl	0.0185t-C/GJ	179
	都市ガス	3.32	千m <sup>3</sup>	45GJ/千m <sup>3</sup>	0.0136t-C/GJ	7
	小計					187
電気		5,676	千kWh	-----	0.489tCO <sub>2</sub> /千kWh	2,776
合計（燃料＋電気）						2,962

※CO<sub>2</sub>排出量（tCO<sub>2</sub>）＝燃料使用量×単位発熱量×排出係数×44/12

上記の式の44/12は、炭素の量を二酸化炭素量に変換する数値です。

※排出係数等の値は、令和3年度特定温室効果ガス排出量算定報告書（東京都様式）の値を使用しています。

※特定温室効果ガス排出量算定報告書（東京都様式）の端数処理した値を載せています。

よって、燃料・電気の内訳及び合計値の数値が、単純に足し合わせた値とずれることがあります。

##### ② その他ガス

排出活動	区分等	数値	単位	温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）排出量		
				排出係数	温暖化係数	排出量（t）
廃棄物の焼却 （その他廃プラスチック類） （非エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）	生ごみ	4,034	t	2.77tCO <sub>2</sub> /t	1	11,174
	事業系	130	t	2.77tCO <sub>2</sub> /t	1	360
	リサイクルセンターより	1,049	t	2.77tCO <sub>2</sub> /t	1	2,907
	小計	5,213	t			14,441
廃棄物の焼却 （一般廃棄物）	連続燃焼式焼却施設（N <sub>2</sub> O）	23,456	t	0.0000567tN <sub>2</sub> O/t	298	396
	連続燃焼式焼却施設（メタン）	23,456	t	0.00000095tCH <sub>4</sub> /t	25	1
	小計		t			397
給排水 ※東京都のみ	水道水の水の使用	74.4	千m <sup>3</sup>	0.251tCO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>	1	19
	公共用下水道への排水	16.6	千m <sup>3</sup>	0.439tCO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>	1	7
	小計		千m <sup>3</sup>			26
合計						14,864

※温暖化係数…二酸化炭素を基準に、その気体の大気中における濃度あたりの温室効果の強さを比較して表したもの

上記のうち、総量削減義務が課せられているのは、①特定温室効果ガスになります。

令和3年度において、当工場では総量削減義務の対象である特定温室効果ガスについて、2,962 tの排出となりました。

これは、基準排出量の4,492tに比して34.06%の削減となります。

尚、上表を参照すると、廃プラスチック類の焼却による温室効果ガスの排出が相当量を占めていることが分かります。

このことから、廃プラスチック類の排出量（発生）を減らすことにより多くの温室効果ガスの排出を削減することが可能となることから、市民及び事業者の方にはさらなる分別の徹底に協力していただけるようお願いいたします。

(2) 温室効果ガス排出量年度推移

当工場における、温室効果ガスの年度推移を下表に示します。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
特定温室効果ガス【t】	2,833	2,819	2,841	2,880	2,962
その他ガス【t】	21,297	16,825	17,698	17,565	14,864
合計【t】	24,130	19,644	20,539	20,444	17,826

※算出根拠

- ①特定温室効果ガス：総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
- ②その他ガス

1) 廃棄物の焼却：温室効果ガス排出算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）

2) 給排水：総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン

※温室効果ガス排出量の数値について、上記算出根拠に基づき算出し直しているため、昨年度までの報告書の数値と違いがあるときがあります。

※端数処理をした値を載せています。そのため単純に足した値と合計がずれることがあります。

(3) 特定温室効果ガス及びその他ガスの区分について

環境確保条例における特定温室効果ガスとその他ガスの区分について下表に示します。

特定温室効果ガス	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業者（東京電力等）から供給された電気の使用</li> <li>・都市ガスの使用</li> <li>・重油の使用</li> <li>・熱供給事業者から供給された熱の使用</li> <li>・その他エネルギーの使用等</li> </ul>	総量削減義務有り
その他ガス	非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の焼却</li> <li>・製品の製造・加工に伴い発生するCO<sub>2</sub></li> <li>・廃棄物燃料の使用等</li> </ul>	総量削減義務なし
	CO <sub>2</sub> 以外のガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN<sub>2</sub>O等</li> </ul>	
	水の使用、下水への排水		

※上表のとおり環境確保条例における「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」においては、全ての項目で報告義務があり、又、特定温室効果ガスについて総量削減義務があります。

※省エネ法における報告は、特定温室効果ガスについて報告義務があります。

※温対法における報告は、省エネ法の報告に加え、その他ガスのうち、「非エネルギー起源CO<sub>2</sub>」及び「CO<sub>2</sub>以外のガス」について報告義務があります。



## 第4章 コミュニケーション



- 1 環境情報の公開
- 2 施設の見学
- 3 グリーンセンターの案内
- 4 社会的活動
- 5 事業のあゆみ

(写真：清掃工場玄関前 エコタローベンチ)

## 4-1 環境情報の公開

当工場で毎年調査を行っている、ダイオキシン類、周辺環境調査結果等については、当市ホームページにおいて公表しております。 <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

ホーム→暮らし・環境→ごみ・リサイクル→清掃工場→清掃工場各種環境調査・測定結果に情報を掲載しております。

## 4-2 施設の見学

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、清掃工場の見学を中止しました。

### 問い合わせ

問い合わせ先 立川市 環境下水道部 清掃事務所 管理係  
Tel 042(536)2921  
受付時間 9:00~17:00 (土日祝祭日・年末年始を除く)

### (1) 清掃工場見学者実績

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、清掃工場の見学を休止しました。

年度推移については、以下のとおりとなります。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
団体数	8	6	11	0	0
見学者人数	241	324	462	0	0

## 4-3 グリーンセンターの案内

グリーンセンターは立川市清掃工場内にあるコミュニティースペースです。3室の和室と2室の会議室を中心として、温室を備えた緑と安らぎのある施設です。

貸出しについて

予約受付場所	グリーンセンター1階受付 祝祭日以外の月曜日は、工場棟3階事務室で受付 (立川市若葉町四丁目11番地の19)		
受付時間	9:00~16:30 (年末年始を除く)		
貸し出し施設	和室1	15畳 (20名程度)	
	和室2	12畳 (15名程度)	
	和室3	12畳 (15名程度)	
	会議室1	56㎡ (30名程度)	
	会議室2	28㎡ (20名程度)	
施設利用時間	9:30~12:00	13:00~16:30	17:00~22:00
休館日	月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始		
注意事項	<p>電話での予約受付は行っておりません。直接お越しください。 利用日1ヶ月前~1週間前までに予約を行ってください。 駐車場はございませんので、車でのお越しはご遠慮ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、利用にあたっては次の事項にご留意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当日の参加者全員について、検温を実施し、体調が悪い人はいないこと。また、当日までの2週間以内に、海外渡航歴のある人はいない事。</li> <li>2. 『3密』の回避や、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒、換気の励行など、感染症の防止に取り組むこと。</li> <li>3. ごみの持ち帰りや、共用して使用した箇所・用具の消毒を徹底すること。</li> </ol>		

## (1) グリーンセンター利用実績

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月から5月にかけて利用停止の他、夜間の使用制限や、各部屋の定員を半数以下とする利用制限の実施により、503団体、3,606名と、令和2年度同様、団体数、利用者数ともに例年より少なくなっています。

年度推移については、以下のとおりとなります。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
団体数	574	728	672	404	503
利用者数	4,860	5,995	4,976	3,139	3,606

## 4-4 社会的活動

### (1) グリーンセンター内施設の貸出し

グリーンセンター内の和室及び会議室等の貸出しを通じ、地域の方々の文化活動に寄与しています。



和室1・2



和室3



会議室1・2

### (2) 温室の開放

グリーンセンターの付帯施設である温室のについては、施設の老朽化も進んでいることから、温室の使用及び見学を休止しており、今後については、現在、検討を行っています。



温室内



温室外観

## 4-5 事業のあゆみ

年 月	出来事
昭和27年 9月	市営塵芥焼却場（立川市営砂川焼却場）竣工
昭和27年10月	稼働開始 処理能力：15t/日×1基（バッチ式） 煙突高：36m 敷地面積：4,108.2㎡
昭和39年 6月	更新 処理能力：35t/日×1基（バッチ式） 煙突高：40m 敷地面積：4,108.2㎡
昭和43年 5月	更新 処理能力：90t/日×2基 = 180t/日（全連続式） 煙突高：55m 敷地面積：4,108.2㎡
昭和54年10月	更新 処理能力：90t/日×2基 = 180t/日（全連続式） 煙突高：58m 敷地面積：4,108.2㎡
平成 9年 4月	増設 処理能力：90t/日×2基 = 180t/日（全連続式） 100t/日×1基 = 100t/日（全連続式） 煙突高：100m 敷地面積：10,186.76㎡
平成27年 4月	数値変更 敷地面積：9,554.44㎡ （土地の一部を道路として移管したため、数値変更）



# 卷末資料



## 資料1

搬入ごみ

エネルギー消費

## 資料2

最終処分

データ集

分析・測定結果

用語解説

案内図

(写真：計量室脇 電光表示板)

## (1) 搬入ごみ

市内の家庭及び事業所から排出される燃やせるごみは、ごみ収集車または直接持込により、当工場へ搬入されます。

また、資源ごみについてはリサイクルセンターで資源化を行っており、資源ごみ・燃やせないごみについても、リサイクルセンターが受け入れ先となります。

なお、搬入量の推移については、下表のとおりとなります。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
燃やせるごみ ※1【t】	29,214	28,504	28,523	29,234	28,669
資源ごみ【t】	42	44	39	42	35
本市の人口 ※2【人】	182,843	183,923	184,195	184,661	185,201
1人当たりの燃やせるごみ排出量 ※1 【kg/人・年】	160	155	155	158	155
平成29年度を100として ※1	100	97	97	99	97

※1 資源ごみを除く。

※2 人口は翌年度の4月1日の数値を利用しています。

## (2) エネルギー消費

ごみの焼却処理には電気をはじめとして、多大なエネルギーを必要とします。

当工場では、施設運転の効率化等によりエネルギー消費の削減に努めており、なお、エネルギー消費の推移については、下表のとおりとなります。

		平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
電力【MWh】		5,464	5,475	5,664	5,670	5,676
上水道【m <sup>3</sup> 】		79,943	78,217	84,613	89,083	74,363
下水道【m <sup>3</sup> 】		11,941	12,093	21,406	23,777	16,590
灯油【kl】	使用量	58	49	23	29	60
	購入量	64	56	28	42	72
都市ガス【m <sup>3</sup> 】		1,224	1,191	962	1,007	3,323



## (3) 最終処分

燃やせるごみの焼却処理により発生した焼却灰は、平成18年7月より日の出町にある二ツ塚処分場内のエコセメント化施設で処理され、エコセメントの原料として再利用されています。

なお、焼却灰の最終処分量の推移については、下表のとおりとなります。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
燃やせるごみの焼却量【t】 ※1	29,214	28,504	28,523	29,234	28,669
	29,037	26,774	30,046	29,995	27,537
焼却灰【t】	3,462	3,575	3,452	3,542	3,099

※1 燃やせるごみ焼却量の項目について、上段は搬入ごみ量（資源ごみ除く）を焼却量とした数値、下段は実際の焼却量に基づいた数値となります。

## 1 分析・測定結果

令和3年度に実施した分析・測定結果を以下に示します。

尚、平成27年度以降、1号炉の運転実績が無いため、測定はしていません。

## (1) ダイオキシン類測定結果

## ① 排ガス・ばいじん・焼却灰

基準値	排ガス【ng-TEQ/m <sup>3</sup> 】	ばいじん【ng-TEQ/g-dry】	焼却灰【ng-TEQ/g-dry】	
	1・2号炉:5 3号炉 :1	対象外(薬剤処理)	3	
1号炉	※令和3年度は測定実績はありません			
2号炉	1回目	0.11	0.23	0
	2回目	0.095	0.17	0
	3回目	0.14	0.24	0
	4回目	0.064	0.29	0.23
	5回目	0.043	0.12	0.014
3号炉	1回目	0.0037	17	0.0040
	2回目	0.0073	14	0
	3回目	0.0034	13	0.012
	4回目	0.0082	12	0.0017
	5回目	0.0057	11	0.000009

## ② 周辺ダイオキシン類調査結果(毒性等量)

大気(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	春季 5/19~5/26	夏季 8/18~8/25	秋季 11/12~11/19	冬季 2/3~2/10	年平均	環境基準
立川市立第八小学校	0.013	0.013	0.015	0.015	0.014	0.6
立川市立立川第四中学校	0.014	0.014	0.011	0.011	0.013	
旧若葉小学校	0.013	0.012	0.016	0.011	0.013	
立川市若葉児童館	0.015	0.012	0.012	0.013	0.013	
4地点平均	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013	

## (2) ばいじん及びガス分析結果

## ① 2号炉

項目/測定日		単位	6月23日	7月14日	8月25日	9月15日	1月19日	2月9日	平均	排出基準
排ガス流量	湿り排ガス流量	m <sup>3</sup> /h	31,200	33,800	37,600	32,500	39,100	49,200	37,200	
	乾き排ガス流量	m <sup>3</sup> /h	20,400	20,200	23,800	19,700	25,200	32,800	23,700	
平均流速		m/s	6.3	6.7	7.7	6.5	7.7	9.6	7.4	
排ガス温度	炉出口	℃	893	892	880	862	934	936	900	
	電気集塵器入口	℃	200	200	202	201	200	200	201	
	電気集塵器出口	℃	178	180	181	175	184	171	178	
	煙突	℃	176	170	181	173	168	166	172	
水分量		%	34.7	40.2	36.8	39.3	35.5	33.3	36.6	
ばいじん濃度	実測値	g/m <sup>3</sup>	0.008	0.013	0.014	0.022	0.045	0.026	0.021	
	12%酸素換算濃度	g/m <sup>3</sup>	0.011	0.014	0.015	0.023	0.058	0.033	0.026	0.15
	測定時の酸素濃度	%	14.1	12.7	12.6	12.6	14.2	14.0	13.4	
硫黄酸化物濃度		ppm	32	22	20	34	15	19	24	
硫黄酸化物の排出量		m <sup>3</sup> /h	0.65	0.44	0.47	0.66	0.37	0.62	0.54	
硫黄酸化物排出基準		m <sup>3</sup> /h	80	81	84	80	83	88	83	
窒素酸化物濃度	実測値	ppm	140	156	150	150	132	121	142	
	12%酸素換算濃度	ppm	180	175	158	158	169	153	166	250
	測定時の酸素濃度	%	14.0	13.0	12.5	12.5	14.0	13.9	13.3	
窒素酸化物の排出量		m <sup>3</sup> /h	2.8	3.1	3.5	2.9	3.3	3.9	3.3	
塩化水素濃度	実測値	mg/m <sup>3</sup>	51	42	28	63	37	44	44	
	12%酸素換算濃度	mg/m <sup>3</sup>	65	45	30	70	50	58	53	700
	測定時の酸素濃度	%	13.9	12.8	12.8	12.9	14.4	14.3	13.5	
一酸化炭素換算値		ppm	16	16	117	127	10	43	55	
ばいじん中の鉛及び化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	0.02	0.02	0.01	0.02	0.08	0.03	0.03	
ばいじん中のカドミウム及び化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	0.002	0.001	0.002	0.002	0.005	0.003	0.003	
アンモニア濃度		ppm	0.9	1.0	2.8	2.4	1.4	2.9	1.9	
総水銀濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
弗素及びその化合物濃度		ppm	1.4	1.8	1.2	0.8	1.3	1.0	1.3	
排ガス組成	窒素	%	79.9	80.0	80.3	80.3	80.0	80.0	80.1	
	酸素	%	14.0	13.0	12.5	12.5	14.0	13.9	13.3	
	二酸化炭素	%	6.1	7.0	7.2	7.2	6.0	6.1	6.6	
	一酸化炭素	ppm	13	15	111	120	8	34	50	
ガス状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	2.0			12		4.1		
換算ガス状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	2.6			14		5.3		
粒子状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	0.017			0.017		0.0092		
換算粒子状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	0.021			0.018		0.011		
換算全水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	2.6			14		5.4	7.3	50
ばいじん中の亜鉛濃度		mg/m <sup>3</sup>	0.18							
ばいじん中の水銀濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.0001							
ばいじん中のマンガン及び化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.002							
二酸化窒素濃度		ppm	7.2							
アルデヒド濃度		ppm	0.29							
シアン化水素濃度		ppm	<0.05							
全炭化水素濃度		ppm	2.4							
塩化ビニルモノマー濃度		ppm	<0.0005							
フタル酸エステル類濃度		μg/m <sup>3</sup>	450							
ポリ塩化ビフェニル濃度		μg/m <sup>3</sup>	<5							
有機水銀濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.002							
ばいじん中のクロム化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.01							
ばいじん中のヒ素及びその化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.005							
ベンゾ[a]ピレン濃度 B[a]P		ng/m <sup>3</sup>	<40							
ばいじん中の塩化物濃度		mg/m <sup>3</sup>	17							
排ガス中の塩素濃度		ppm	1.7							

備考: 定量下限値未滿のものは定量下限を使用して平均を算出した。

( )内の数値は、定量下限未滿の換算値であることを示す。

全水銀の測定は6月は24日、9月は16日であった。

## ② 3号炉

項目/測定日		単位	4月21日	5月19日	10月20日	11月17日	12月15日	3月1日	平均	排出基準
排ガス流量	湿り排ガス流量	m <sup>3</sup> /h	51,800	49,200	48,600	48,200	51,600	49,200	49,800	
	乾き排ガス流量	m <sup>3</sup> /h	40,700	39,700	39,100	39,400	42,700	40,500	40,400	
平均流速		m/s	10.1	9.6	9.5	9.6	10.1	9.9	9.8	
排ガス温度	炉出口	℃	907	904	878	914	900	926	905	
	バグ入口	℃	219	219	219	217	217	219	218	
	バグ出口	℃	205	203	204	201	202	197	202	
	煙突	℃	217	214	212	224	219	231	220	
水分量		%	21.5	19.3	19.5	18.2	17.2	17.6	18.9	
ばいじん濃度	実測値	g/m <sup>3</sup>	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	12%酸素換算濃度	g/m <sup>3</sup>	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.08
	測定時の酸素濃度	%	17.0	16.9	17.3	17.8	17.7	17.9	17.4	
硫黄酸化物濃度		ppm	3	3	<1	<1	<1	<1	<2	
硫黄酸化物の排出量		m <sup>3</sup> /h	0.12	0.11	<0.039	<0.039	<0.042	<0.040	<0.065	
硫黄酸化物排出基準		m <sup>3</sup> /h	95	93	93	94	95	95	94	
窒素酸化物濃度	実測値	ppm	20	19	13	11	12	7	14	
	12%酸素換算濃度	ppm	43	41	30	30	31	19	32	250
	測定時の酸素濃度	%	16.9	16.9	17.2	17.7	17.6	17.8	17.4	
窒素酸化物の排出量		m <sup>3</sup> /h	0.81	0.75	0.50	0.43	0.51	0.28	0.55	
塩化水素濃度	実測値	mg/m <sup>3</sup>	8	6	3	1	1	<1	<4	
	12%酸素換算濃度	mg/m <sup>3</sup>	18	12	6	2	2	<2	<7	700
	測定時の酸素濃度	%	17.0	16.9	17.2	17.7	17.6	17.9	17.4	
一酸化炭素換算値		ppm	37	68	45	8	13	194	61	
ばいじん中の鉛及び化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ばいじん中のカドミウム及び化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
アンモニア濃度		ppm	1.3	2.6	8.4	7.7	5.6	2.6	4.7	
総水銀濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
弗素及びその化合物濃度		ppm	1.1	0.9	1.4	1.3	1.3	1.7	1.3	
排ガス組成	窒素	%	79.7	79.6	79.6	79.6	79.5	79.6	79.6	
	酸素	%	16.9	16.9	17.2	17.7	17.6	17.8	17.4	
	二酸化炭素	%	3.4	3.5	3.2	2.7	2.9	2.6	3.1	
	一酸化炭素	ppm	17	31	19	3	5	69	24	
ガス状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	1.3			0.58	0.22			
換算ガス状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	2.8			1.5	0.62			
粒子状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	0.0030			0.0033	0.0019			
換算粒子状水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	0.0067			0.0091	0.0054			
換算全水銀濃度		μg/m <sup>3</sup>	2.8			1.6	0.62		1.7	50
ばいじん中の亜鉛濃度		mg/m <sup>3</sup>	0.001							
ばいじん中の水銀濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.0001							
ばいじん中のマンガン及び化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.002							
二酸化窒素濃度		ppm	<0.2							
アルデヒド濃度		ppm	0.29							
シアン化水素濃度		ppm	<0.05							
全炭化水素濃度		ppm	4.9							
塩化ビニルモノマー濃度		ppm	<0.0005							
フタル酸エステル類濃度		μg/m <sup>3</sup>	7.7							
ポリ塩化ビフェニル濃度		μg/m <sup>3</sup>	<5							
有機水銀濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.002							
ばいじん中のクロム化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.01							
ばいじん中のヒ素及びその化合物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<0.005							
ベンゾ[a]ピレン濃度 B[a]P		ng/m <sup>3</sup>	<40							
ばいじん中の塩化物濃度		mg/m <sup>3</sup>	<5							
排ガス中の塩素濃度		ppm	0.5							

備考: 定量下限値未滿のものは定量下限を使用して平均を算出した。

( )内の数値は、定量下限未滿の換算値であることを示す。

全水銀の測定は4月は22日、11月は18日、12月は16日であった。

## (3) 焼却灰等の溶出試験分析結果

## ① 焼却灰

項目/採取日	単位	2号炉焼却灰		3号炉焼却灰		判定基準
		7月14日	1月19日	4月21日	10月20日	
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.09
鉛又はその化合物	mg/L	0.02	0.03	0.24	0.10	0.3
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
六価クロム化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5
銅又はその化合物	mg/L	0.2	1.4	0.3	1.1	
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.1	0.2	0.1	0.1	
ふっ素又はその化合物	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
ほう素又はその化合物	mg/L	0.57	0.49	0.73	0.44	

備考:判定基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(S48年2月17日総理府令第5号)による。

最終改正:H29年6月9日環境省令第11号

## ② ダスト固化物

項目/採取日	単位	4月21日	7月14日	10月20日	1月19日	判定基準
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	0.09
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
六価クロム化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.3
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.4	0.1	<0.1	0.7	
ふっ素又はその化合物	mg/L	0.9	1.1	2.1	2.5	
ほう素又はその化合物	mg/L	0.03	0.04	0.04	0.01	

備考:判定基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(S48年2月17日総理府令第5号)による。

最終改正:H29年6月9日環境省令第11号

## (4) 焼却灰の熱灼減量分析結果

## ① 2号炉

項目/採取日	単位	6月23日	7月14日	8月25日	9月15日	1月19日	2月9日	平均	※基準値
水分量	%	30.8	26.6	33.2	28.8	33.2	26.8	29.9	
大型不燃物の割合	%	18.2	13.4	12.0	13.8	18.0	8.7	14.0	
大型不燃物除去後の熱灼減量	%	5.7	3.4	4.2	4.6	4.8	5.1	4.6	
熱灼減量	%	4.7	2.9	3.7	4.0	3.9	4.7	4.0	10.0

## ② 3号炉

項目/採取日	単位	4月21日	5月19日	10月20日	11月17日	12月15日	3月1日	平均	※基準値
水分量	%	23.0	23.6	32.4	23.0	21.4	25.0	24.7	
大型不燃物の割合	%	21.6	24.3	16.9	22.3	22.1	5.1	18.7	
大型不燃物除去後の熱灼減量	%	2.8	3.5	8.2	4.7	4.1	3.2	4.4	
熱灼減量	%	2.2	2.6	6.8	3.7	3.2	3.0	3.6	10.0

※基準値(廃掃法): 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

## (5) ごみ分析結果

## ① 生ごみ

項目/採取日	単位	4/21	5/19	6/23	7/14	8/25	9/15	10/20	11/17	12/15	1/19	2/9	3/1	平均
乾燥後のごみの重量組成														
紙類	%	34.7	31.1	30.5	39.4	37.7	40.4	29.3	35.4	24.8	32.1	33.0	40.8	34.1
布類	%	13.0	11.1	7.9	8.4	3.1	14.1	3.2	15.6	4.5	3.1	4.0	9.7	8.1
ビニル・合成樹脂類 ゴム・皮革類	%	14.5	15.4	17.0	13.1	24.1	15.6	13.7	19.4	13.9	18.9	11.1	12.7	15.8
木・竹・わら類	%	16.4	21.3	14.4	20.5	18.2	11.3	26.3	9.3	22.2	7.7	10.1	17.3	16.3
厨芥類	%	13.8	11.5	24.4	10.4	9.3	10.4	13.4	10.8	21.5	20.9	24.5	6.3	14.8
不燃物類	%	0.7	1.9	1.5	3.0	1.5	0.7	1.8	1.6	2.7	9.0	1.7	7.2	2.8
その他	%	6.9	7.7	4.3	5.2	6.1	7.5	12.3	7.9	10.4	8.3	15.6	6.0	8.2
理化学的性状														
水分	%	48.4	45.1	55.6	52.0	55.1	54.8	48.0	42.7	54.5	50.9	49.4	45.0	50.1
灰分	%	6.0	6.0	5.3	6.4	5.1	3.5	9.4	8.0	8.7	10.5	5.2	6.9	6.8
可燃分	%	45.6	48.9	39.1	41.6	39.8	41.7	42.6	49.3	36.8	38.6	45.4	48.1	43.1
高位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,290	2,590	2,110	2,030	2,110	2,080	2,170	2,660	1,840	2,050	2,290	2,350	2,210
低位発熱量(実測値)	kcal/kg	1,830	2,120	1,620	1,560	1,620	1,590	1,720	2,220	1,370	1,580	1,810	1,900	1,750
低位発熱量(計算値)	kcal/kg	1,760	1,930	1,430	1,560	1,460	1,550	1,630	1,960	1,330	1,430	1,750	1,890	1,640
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	126	108	126	136	115	123	124	135	119	123	191	146	131
元素														
炭素	%	23.20	25.64	20.40	20.86	21.22	21.04	21.34	26.68	19.68	20.77	23.10	23.98	22.33
水素	%	3.23	3.59	3.06	2.98	3.00	3.11	3.10	3.45	2.75	2.94	3.27	3.32	3.15
窒素	%	0.59	0.79	0.74	0.70	0.48	0.54	0.84	0.76	0.44	0.72	0.79	0.50	0.66
硫黄	%	0.02	0.03	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02
塩素	%	0.12	0.16	0.17	0.09	0.21	0.16	0.26	0.38	0.10	0.17	0.11	0.10	0.17
酸素	%	18.44	18.69	14.72	16.96	14.88	16.83	17.04	18.00	13.81	13.98	18.11	20.17	16.80

備考: 定量下限未満のものは定量下限を使用して平均を算出した。

発熱量については、測定値を10の位で丸めているので、平均も同様とした。

※端数処理の関係で合計は100%にならないことがあります。



## ② 事業系ごみ(少量排出事業者)

項目/採取日	単位	6月24日	1月20日	平均
乾燥後のごみの重量組成				
紙	%	59.6	51.5	55.6
布類	%	7.9	2.7	5.3
ビニル・合成樹脂類 ゴム・皮革類	%	13.3	17.7	15.5
木・竹・わら類	%	1.3	1.1	1.2
厨芥類	%	14.1	16.7	15.4
不燃物類	%	0.8	1.6	1.2
その他	%	3.0	8.7	5.9
理化学的性状				
水分	%	45.5	35.8	40.7
灰分	%	3.0	7.3	5.2
可燃分	%	51.5	56.9	54.2
高位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,650	3,220	2,940
低位発熱量(実測値)	kcal/kg	2,160	2,770	2,470
低位発熱量(計算値)	kcal/kg	2,040	2,350	2,200
単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	87	92	90
元素				
炭素	%	25.82	30.00	27.91
水素	%	3.97	4.33	4.15
窒素	%	0.37	1.13	0.75
硫黄	%	0.01	0.04	0.03
塩素	%	0.13	0.33	0.23
酸素	%	21.20	21.07	21.14

備考: 定量下限未満のものは定量下限を使用して平均を算出した。  
発熱量については、測定値を10の位で丸めているので、平均も同様とした。

## (6) 悪臭測定結果

測定日	8月24日						
項目/測定地点	単位	工場 東	工場 西	工場 南	工場 北	規制基準 (参考値)	ごみピット
メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001
硫化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	<0.001
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	<0.001
二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.009	<0.001
トリメチルアミン	ppm	0.0009	0.0011	0.0027	0.0024	0.005	0.0018
アンモニア	ppm	0.2	0.7	0.2	0.3	1	0.2
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	<0.04
アセトアルデヒド	ppm	0.011	0.015	0.01	0.014	0.05	0.016
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.004
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	0.0025
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009	0.0004
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001	0.0002
臭気指数	-	<10	<10	<10	<10	10	19
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10	<1
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3	<0.3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9	<0.09
プロピオンアルデヒド	ppm	0.010	0.007	0.008	0.009	0.05	0.014
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0011	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009	0.0019
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.006
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.0012	0.009	<0.0009
イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	<0.0003

※ 工場敷地境界における測定値。

※ ごみピットにおける測定値は参考値。(規制対象外)

## 用語解説

報告書中の\*印がついた用語について、以下で解説しています。

### 燃やせるごみ・・・P3

生ごみ、木製家具、布団、絨毯、靴等のリサイクルができないごみになります。

### 燃やせないごみ・・・P3

せとものやガラス、合成ゴム製品、金属類、混合ごみ、小型家電等になります。

### 資源ごみ・・・P3

新聞紙、コピー用紙、書籍、雑誌、雑紙、ダンボール等の紙類、プラスチック、ビニール、ペットボトル、缶、びん等の資源としてリサイクル出来るものとなります。

### 温室効果ガス・・・P8

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。

温室効果ガスは大気圏に存在し、仮にこれらのガスが存在しなかった場合、現在より30℃程度気温が低下すると考えられています。しかし、近年、産業の発展等により温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球温暖化が進行しています。

### ばいじん・・・P10

焼却により発生した、「すす」や「燃えかす」のことをいい、大気汚染防止法により排出が規制されています。

当工場では、1・2号炉は電気集じん器、3号炉はろ過式集じん器（バグフィルター）を仕様し除去、低減しています。（1号炉は平成27年度より休炉中）

### 硫黄酸化物・・・P10

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄、二酸化硫黄などがあり、SO<sub>x</sub>（ソックス）ともいい、大気汚染防止法により排出が規制されています。

石油、石炭など硫黄分を含む化石燃料の燃焼に伴い発生し、ぜん息や酸性雨の原因になります。

当工場では、消石灰を使用し除去、低減しています。

### 窒素酸化物・・・P10

窒素の酸化物の総称で、一酸化窒素、二酸化窒素などがあり、NO<sub>x</sub>（ノックス）ともいい、大気汚染防止法により排出が規制されています。

高温での焼却に伴い発生し、光化学スモッグや酸性雨の原因になります。

当工場では、アンモニアガスを使用し除去、低減しています。

### 塩化水素・・・P10

水素と塩素の化合物で、大気汚染防止法により排出が規制されています。

プラスチック、ビニール等に含まれる塩化物を燃焼することにより発生し、無色透明で刺激臭のある有毒な気体。

当工場では、消石灰を使用し除去、低減しています。

### 水銀・・・P10

平成30年4月より大気汚染防止法により排出が規制されています。

常温、常圧で固体化しない唯一の金属で毒性が強く、蛍光灯や電池などの水銀を含む製品の燃焼に伴い気化し排出されます。

当工場では、活性炭を使用し除去、低減しています。

### ダイオキシン類・・・P11

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。毒性が強く、その中でも2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン）が最も毒性が強く、これを基準として他のダイオキシン類の毒性を決めています

ダイオキシン類は300℃～400℃で最も発生しやすく、800℃以上の焼却で分解されます。当工場では、活性炭、特殊反応助剤の使用、また、850℃以上での焼却により除去、低減しています。

### エコセメント・・・P12

多摩地域25市1町のごみの焼却により発生した焼却灰を原料に生産したセメント。

現在の二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化のため、焼却灰の埋立処分をやめ平成18年7月からエコセメントの原料にしています。このエコセメントを使用し歩道のブロック等を作り、立川市においては、道路工事等に使用しています。

### pH・・・P12

酸性・アルカリ性を示します。pH7で中性を示し、これより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示します。

### BOD・・・P12

生物化学的酸素要求量。

水中の有機物が微生物の働きによって分解するときに必要な酸素の量。

数値が高いほど、水質が悪いことを示します。

### SS・・・P12

浮遊物質の量。

水中に浮遊している物質の量。水の濁りの目安となります。

数値が高いほど、水質が悪いことを示します。

## エコオフィスプラン21・・・P16

本市の目指すべき環境像「人と自然を育み住みやすさを創るまち」を実現する上で、市が率先して取り組む環境配慮行動を示します。（本市環境対策課で推進し、全庁的に取り組んでおります。）

## 基準排出量・・・P18

環境確保条例における「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」において、当工場に課せられている事業所の1年度当たりの特定温室効果ガス排出量の基準量のこと。

### 【参考】

基準排出量の算定については、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」により平成14年度から平成19年度までの間の任意の連続する3年度分の年間排出量を平均した値となっていることから、当工場では、平成15年度から平成17年度の3年度分の年間排出量を平均した値、3,530tを基準排出量として設定しました。

見直される種類	第1計画期間	第2、3計画期間
電気排出係数	0.382tCO <sub>2</sub> /千KWh	0.489tCO <sub>2</sub> /千KWh
都市ガス排出係数	0.0138t-C/GJ	0.0136t-C/GJ
基準排出量	3,530t-CO <sub>2</sub>	4,492t-CO <sub>2</sub>

※排出係数は変更のあったものから抜粋しています。

第1計画期間と第2計画期間で排出係数が大きく変化したものがあるため、たとえば平成26年度の排出量を計算すると、（熱量換算 72,228GJ）

第1計画期間の排出係数で計算した排出量 2,951t-CO<sub>2</sub>

第2計画期間の排出係数で計算した排出量 3,708 t-CO<sub>2</sub>

となります。

このようにエネルギーの使用量（熱量）が同じなのに排出量が増加することとなってしまう、今までしてきた、エネルギー削減の効果がなくなってしまうこととなります。

その為に、エネルギー使用量を削減したこと等も評価する為に、第2計画期間では基準排出量を再計算します。

《MEMO》



## 案内図



本書に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

名称	立川市清掃工場
所在地	〒190-0001 東京都立川市若葉町四丁目11番地の19
電話	042(536)2921
FAX	042(535)3252
発行日	令和4年10月
発行	立川市
編集	立川市環境下水道部清掃事務所